

平成 26 年 2 月 25 日

企業会計基準適用指針公開草案第 51 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（最終改正平成 24 年 6 月 29 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
企業会計基準適用指針第 14 号 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」 平成 19 年 3 月 14 日 改正平成 20 年 12 月 26 日 改正平成 21 年 3 月 27 日 改正平成 22 年 6 月 30 日 改正平成 23 年 3 月 25 日 改正平成 24 年 6 月 29 日 <u>最終改正平成 XX 年 X 月 XX 日</u> 企業会計基準委員会	企業会計基準適用指針第 14 号 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」 平成 19 年 3 月 14 日 改正平成 20 年 12 月 26 日 改正平成 21 年 3 月 27 日 改正平成 22 年 6 月 30 日 改正平成 23 年 3 月 25 日 <u>最終改正平成 24 年 6 月 29 日</u> 企業会計基準委員会 <u>本適用指針は、平成 25 年 9 月 13 日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。</u> <u>・ 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（平成 25 年 9 月 13 日改正）</u>
適用指針 四半期財務諸表の作成基準 開示 注記事項 重要な企業結合に関する事項 （取得とされた重要な企業結合） 66. 取得とされた重要な企業結合を行った四半期会計期間において	適用指針 四半期財務諸表の作成基準 開示 注記事項 重要な企業結合に関する事項 （取得とされた重要な企業結合） 66. 取得とされた重要な企業結合を行った四半期会計期間において

公開草案	現行
記載が求められる注記には、以下のものを含むこととする。なお、四半期会計期間において複数の取得とされた企業結合が行われ、個々の企業結合においては重要性が乏しいが、企業結合全体で重要性がある場合には、当該企業結合全体で(1)及び(2)を注記する。 (1) (省略) (2) 同項に定める「実施した会計処理の概要」には、被取得企業等の取得原価及び対価の種類ごとの内訳、発生したのれんに関する事項を記載する。 ① (省略) ② 発生したのれんに関する事項には、のれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間、また、負ののれんの場合には、負ののれんの種類及び発生原因を記載する。なお、暫定的な処理により算定されている場合はその旨も記載することとする。<u>その後暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間においてはその旨を記載することとする。また、暫定的な会計処理の確定に伴い、四半期会計期間の四半期財務諸表と併せて表示される前年度の財務諸表及び前年度における対応する期間の四半期財務諸表に、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の重要な見直しが反映されている場合には、その見直し内容及び金額を注記することとする。</u>	記載が求められる注記には、以下のものを含むこととする。なお、四半期会計期間において複数の取得とされた企業結合が行われ、個々の企業結合においては重要性が乏しいが、企業結合全体で重要性がある場合には、当該企業結合全体で(1)及び(2)を注記する。 (1) (省略) (2) 同項に定める「実施した会計処理の概要」には、被取得企業等の取得原価及び対価の種類ごとの内訳、発生したのれんに関する事項を記載する。 ① (省略) ② 発生したのれんに関する事項には、のれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間、また、負ののれんの場合には、負ののれんの種類及び発生原因を記載する。なお、暫定的な処理により算定されている場合はその旨も記載することとする。暫定的な処理の確定に伴い、重要な見直しがなされた場合には、<u>四半期会計期間において、その見直し内容及び金額を注記することとする。</u>
適用時期等 (平成 XX 年改正適用指針) 81-7. 平成 XX 年改正の本適用指針（以下「平成 XX 年改正適用指針」という。）の適用時期は、平成 XX 年改正の会計基準と同様とする。	適用時期等 (新 設)
結論の背景	結論の背景

公開草案	現行
四半期財務諸表の作成基準 開示 注記事項 重要な企業結合に関する事項 (取得とされた重要な企業結合) 104-3. 平成 XX 年改正適用指針では、暫定的な会計処理の確定に関する取扱いが改正されたことを踏まえて、適時性の要請も考慮して、暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間においてはその旨の記載を求めることとした。	四半期財務諸表の作成基準 開示 注記事項 (新 設)

以上